ニ　当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条の六第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ホ　前号の診察の結果、法第三十三条の六第一項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由

ヘ　（略）

第十八条　法第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第三十三条第二項の規定により入院した者

二　外部との交流を促進するための支援を要するものとして都道府県知事が適当と認める者

第十八条の二　法第三十五条の二第一項の規定により都道府県知事が行う研修は、次に掲げる事項についての講義及び演習により行うものとする。

一　精神保健、医療及び福祉の現状及び課題

二　入院者訪問支援事業の概要

三　入院者訪問支援員として必要な技能

第十八条の三　法第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める支援は、次に掲げるものとする。

一　入院中の生活に関する相談

二　必要な情報の提供

第十九条　法第三十八条の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　法第二十九条の六の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名

七～九　（略）

十　退院に向けた取組の状況

2　法第三十八条の二第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　前項第四号及び第八号に掲げる事項

3　（略）

第二十条　削除

ニ　当該措置から十二時間以内に法第三十三条の七第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ホ　前号の診察の結果、法第三十三条の七第一項の措置は必要ないと認めたときは、その理由

ヘ　（略）

第十八条　削除

（新設）

（新設）

第十九条　法第三十八条の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　生活歴及び現病歴

七～九　（略）

（新設）

2　法第三十八条の二第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　前項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項

3　（略）

第二十条　法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　入院年月日及び前回の法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告の年月日

二　病名及び過去十二月間の病状又は状態像の経過の概要

三　過去十二月間の外泊の状況

四　法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの検討

五　退院に向けた取組の状況

六　退院後生活環境相談員の氏名

七　前条第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項